
● **生活保護法** 昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号
最終改正：平成 28 年 6 月 3 日法律第 65 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(無差別平等)

第 2 条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

● **就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律**

昭和 31 年 3 月 30 日法律第 40 号
最終改正：平成 27 年 6 月 24 日法律第 46 号

(目的)

第 1 条 この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(国の補助)

第 2 条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法第 16 条に規定する保護者で生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第 13 条の規定による教育扶助が行われている場合にあっては、当該教育扶助に係る第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

- 1 学用品又はその購入費
- 2 通学に要する交通費
- 3 修学旅行費

● **生活困窮者自立支援法** 平成 25 年 12 月 13 日法律第 105 号
最終改正：平成 28 年 5 月 20 日法律第 47 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

第 6 条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

(略)

- 4 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業